

議案第 55 号

筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次の 1 項を加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護関係事務」という。）であって市規則で定めるもの
------	--

別表第 2 第 1 項中「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）」を「生活保護法」に改め、同表

に次の2項を加える。

<p>3 市長</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって市規則で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (2) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報 (3) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
<p>4 市長</p>	<p>外国人生活保護関係事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって市規則で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (2) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報 (3) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (5) 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報 (6) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する情報 (8) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。